

長野運動公園総合体育館整備に係る基本計画及びPPP・PFI導入可能性調査業務委託仕様書

1 業務名称

長野運動公園総合体育館整備に係る基本計画及びPPP・PFI導入可能性調査業務委託

2 業務目的

本業務は、老朽化した長野運動公園総合体育館（以下「総合体育館」という。）の建替え及び長野運動公園内のスポーツ施設等（以下「スポーツ施設」という。）の管理運営について、基本計画の策定を支援するとともに、PPP・PFI等の事業手法の導入の可能性を検討するにあたり、必要な調査・分析・資料作成等を行うことを目的とするものである。

3 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務の対象施設

本業務で対象とするのは、以下の施設とする。

- ・整備施設：総合体育館（主体育館、補助体育館）（所在地：長野市吉田五丁目1-19）
- ・管理運営施設：総合体育館、総合市民プール、陸上競技場、弓道場、テニスコート、ゲートボール、その他公園施設、西和田テニスコート（所在地：長野市西和田二丁目26-1）、北部市民プール（所在地：長野市上野二丁目137-3）

なお、総合体育館の建替え工事と同時期に総合市民プールの長寿命化改修工事の実施を予定しているため、総合体育館の整備にあたっては、整備後の管理運営等を総合市民プールと一体的に行うことを検討する。

5 業務内容

(1)基本計画の作成

①前提条件の整理と基本方針の整理

本事業を行う上で参考とすべき行政計画や現状の課題等の前提条件を整理する。また令和2年度に策定した施設整備方針の内容を確認・精査し、総合体育館の整備及びスポーツ施設の管理運営に係る基本的な方針を検討・整理する。

②総合体育館の施設計画の検討

ア 敷地条件の整理

総合体育館事業予定地の敷地条件や法規制等の整理を行う（事業予定地の選定支援は含まないものとする。）。

イ 整備方針の検討

総合体育館の整備計画にあたり、機能要件の検討を行い、総合体育館の整備方針及

び導入機能の整理を行う。

ウ 施設計画の検討

敷地条件等を踏まえ、事業予定地における総合体育館のモデルプランを作成し、配置計画及びスポーツ施設と一体的に管理・運営が可能な建築計画（各階平面計画）を検討・作成する（構造に関する詳細検討は含まないものとする。）。

エ 概算事業費の算定

総合体育館の概算事業費を算定する（既存総合体育館等の解体及び駐車場等の外構整備費用の算出を含み、総合市民プールの長寿命化改修費用の算出は含まない。）。

③事業スケジュールの検討及び課題の整理

総合体育館の整備及びスポーツ施設の管理運営に係る事業スケジュールを検討し、事業実施上の課題を整理する。

④基本計画の作成

上記の検討を踏まえ、総合体育館の整備及びスポーツ施設の管理運営に係る基本計画を作成する。

(2)PPP・PFI 導入可能性調査

①事業スキームの検討

スポーツ施設の管理・運営を含めた総合体育館の整備を PPP・PFI 等の事業手法で実施する場合の事業スキームについて、以下の項目を検討する。

ア 事業方式（DB0、PFI 等）の検討

イ 事業形態（サービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型）の検討

ウ 事業範囲の検討

エ 事業期間の検討

オ 推奨スキームの設定

②現行制度における課題の検討

スポーツ施設の管理・運営を含めた総合体育館の整備を PPP・PFI 等の事業手法で実施する場合の現行法制度上の支援措置や課題等を整理する。

ア 支援措置の検討（税制上の優遇措置、交付金・補助金等）

イ 法律、制度に関わる課題の検討

ウ 事業者選定方式に係る課題の検討

③リスク分担に関する検討

ア 想定されるリスクの検討

イ リスクの分担に関する検討

④民間事業者の参入可能性に関する調査

本事業を上記で検討した PPP・PFI 等の事業手法で行うとした場合、民間事業者の参入意欲、参加可能な事業スキーム、事業参加の可能性や条件、民活事業による削減率を把握するため、民間事業者を対象とした市場調査を実施する。

⑤VFM の検討

ア 従来型方式の事業費（PSC）の算出

従来型の整備手法として市が自ら実施した場合の設計費、建設費、維持管理費、運営費等を算出し、市の財政負担額の総額を算定する。

イ 前提条件の設定

想定する PPP・PFI 等の事業手法について、VFM 検討のための前提条件を設定する。

ウ PFILCC の算定

想定する PPP・PFI 等の事業手法で実施した場合の民間事業者の事業期間中の事業シミュレーションを行い、市の財政負担額の総額を算出する。

エ VFM の算定

PSC と PFILCC を比較検討することにより、VFM を算定する。

⑥事業スキームのまとめ

上記で検討した事業内容、VFM の算定結果、民間事業者の参画の可能性等を踏まえ、事業の定性的、定量的効果を検証し、本事業を PPP・PFI 等の事業手法により実施することの適合性を評価する。

これらの検討結果を踏まえ、本業務のスキームを確定する。

⑦課題の整理と総括

上記で確定した本事業の事業スキームをもとに、基本計画で作成した事業スケジュールを精査する。

また、庁内実施体制及び進め方等、事業実施にあたっての課題について整理し、その対策等を検討する。

(3)打合せ協議等

打合せ協議は3回以上とし、本業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこととする。

5 成果品

成果品として、以下のものを提出する。

- ・基本計画 1部
- ・報告書 1部
- ・原稿デジタルデータ CD-R 1枚

6 留意事項

- (1)本業務を履行するに当たり、法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2)本業務により知り得た一切の情報を市の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。
- (3)本業務を履行するに当たり、受託者は常に職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知したうえで作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (4)本業務を履行するに当たり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、個人情報の取扱いに関する特記事項に従い、万全の対策を講じること。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (5)受託者の負担する経費は、すべて当該委託料に含む。
- (6)契約の履行または不履行により、市または第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (7)業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。

7 特記事項

- (1)受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2)仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3)受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

9 問合せ先

長野市文化スポーツ振興部スポーツ課 国民スポーツ大会準備室（市役所第二庁舎 10 階）

住 所：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電 話：026-224-9709（直通）

F A X：026-224-7351

○ 整備施設及び管理運営施設

